

社会福祉法人三光事業団 役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三光事業団（以下「法人」という）定款第9条及び第24条の規定に基づき、評議員、役員及び監事並びに外部委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において役員とは、理事及び監事をいう。

- 2 この規程において外部委員とは、法人が設置する委員会の委員をいう。
- 3 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- 4 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等が評議員会、理事会、監事監査、行政庁監査又は研修会、当法人が設置する委員会（以下「会議等」という）への出席及び職務執行の対価として、報酬を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、常勤役員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

- 2 役員には、定款第24条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。
- 3 役員等の報酬等の額は別表第1に定めるとおりとする。

(費用)

第5条 役員等への費用は、別表第2に定めるとおりとする。但し、常勤役員で職員としての立場を有する者に対しては、会議等への出席に係る費用は支給しない。

- 2 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員等の報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。

- 2 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬は、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めることとする。

附 則 この規程は、2017年4月1日から施行する。

2020年 3月25日 改正

2020年 6月19日 改正

別表1 役員等の報酬の額（第4条第3項）

名 称	報 酬 の 額
理事会	8,000円
評議員会	8,000円
監事監査	18,000円
評議員選任・解任委員会	8,000円
第三者委員会	8,000円
懲戒委員会	8,000円
入札立ち合い	6,000円
その他法人にかかわる業務	半日 8,000円 1日 16,000円

別表2 費用（第5条第1項）

事 項	費 用 弁 償 額
会議等への出席	自宅から会議等開催場所への公共交通機関 運賃実費額
出張	旅費規定に定める額
上記のほか、職務執行に必要な経費 (研修会出席者負担金、資料代等)	職務執行に必要な額